



長野県報

9月24日(火)
令和元年
(2019年)
第41号

目次

規則

長野県立武道館の利用料金に関する規則(スポーツ課)..... 1

告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... 3

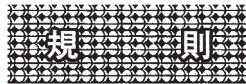
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... 4

特定計量器の定期検査の実施(ものづくり振興課)..... 4

公告

県営緊急耐震工事計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 4

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... 5



長野県立武道館の利用料金に関する規則をここに公布します。

令和元年9月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第11号

長野県立武道館の利用料金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県立武道館条例(令和元年長野県条例第7号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長野県立武道館(以下「武道館」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付方法)

第2条 武道館の利用料金の納付方法は、次に定めるところによる。

(1) 次号及び第3号に規定する場合を除き、長野県立武道館規則(令和元年長野県教育委員会規則第1号)第3条の利用許可書が交付されるときに納付しなければならない。ただし、専用しないで利用する場合にあっては、利用の際に納付しなければならない。

(2) 条例別表の1の(1)の備考に規定する場合にあっては、入場料又はこれに類するものの予定総額を入場料又はこれに類するものの総額とした場合の利用料金の額を利用料金の概算額として、長野県立武道館規則第3条の利用許可書が交付されるときに納付しなければならない。この場合において、入場料又はこれに類するものの総額が確定したときは、直ちに利用料金を精算しなければならない。

(3) 国又は地方公共団体が利用する場合にあっては、当該利用が終わった後に納付することができる。

(備品等の利用料金)

第3条 条例別表の3に規定する知事が別に定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第4条 条例第14条第2号に規定する知事が定める特別の理由は、条例第4条の規定により武道館の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 条例第14条に規定する知事が定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第14条第1号に規定する場合

ア 県が利用するとき 100分の100

イ 国又は県以外の地方公共団体がアマチュアスポーツ以外に利用するとき 100分の50

ウ 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校がアマチュアスポーツ以外に利用するとき 100分の75

(2) 条例第14条第2号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

3 条例第14条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を、長野県立武道館規則第2条の規定による利用の申込みの際に指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第15条第2号に規定する知事が定める日は、利用しようとする日の40日前の日（会議室のみを利用する場合にあっては、7日前の日）とする。

2 条例第15条第3号に規定する知事が定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第15条ただし書に規定する知事が定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第15条第1号に規定する場合

ア 全く利用できなくなったとき 100分の100

イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50

(2) 条例第15条第2号に規定する場合 100分の50（利用しようとする日の6月前の日（会議室のみを利用する場合にあっては、1月前の日）までに取り消した場合にあっては、100分の75）

(3) 条例第15条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(別表) (第3条関係)

1 備品を利用する場合の利用料金

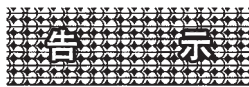
| 備品名 | 単 位 | 金 額 |
|--------------|-----|----------|
| 卓球用器具 | 1組 | 円 150 |
| バドミントン用器具 | 1組 | 150 |
| ソフトバレーボール用器具 | 1組 | 200 |
| 得点表示板 | 1式 | 200 |
| ワイヤレスマイクロフォン | 1式 | 1,000 |
| マイクスタンド | 1台 | 150 |
| ピンマイク | 1式 | 100 |
| トランシーバー | 1式 | 20 |
| フロアシート | 1枚 | 450 |
| 演台 | 1台 | 500 |
| 花台 | 1台 | 100 |
| 大太鼓 | 1式 | 2,600 |
| 折りたたみ椅子 | 1脚 | 20 |
| 机 | 1脚 | 50 |
| カラーミキシングライト | 1台 | 200 |
| スポットライト | 1台 | 300 |
| アッパーホリズントライト | 1列 | 1,000 |
| ステージスピーカー | 1式 | 2,100 |

(備考) 金額は、利用1回についてのものとする。

2 冷房又は暖房を利用する場合の利用料金

| 区 分 | | 単 位 | 金 額 |
|-----|------------------|----------|------------|
| 主道場 | 固定された観客席を利用する場合 | 1時間までごとに | 円 6,400 |
| | 固定された観客席を利用しない場合 | 〃 | 3,400 |
| 柔道場 | | 〃 | 1,100 |
| 剣道場 | | | |

スポーツ課



長野県告示第209号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年9月24日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字大河原1399、1425の1、1426の1、4576の4、4579の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月24日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 槍ヶ岳線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 大町市大字平2112番の685地先から 大町市大字平1916番の8地先まで | 旧 | 7.3~15.1 | 0.2937 |
| 同 上 | 新 | 7.3~15.1 | 0.2937 |
| | | 6.8~59.6 | 0.3241 |

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月24日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川長野線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 長野市中条御山里字宮沢7242番の1 地先から 長野市中条御山里字南小手屋6990番 の4地先まで | 旧 | 3.5~7.2 | 0.3254 |
| 同 上 | 新 | 7.0~34.6 | 0.3228 |

道路管理課